

令和3年度大阪府鉄鋼業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程(案)・・・・・・・・・・	1
資料	2	令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・・	3
資料	3	令和3年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・・	5
資料	4	申し出書・・・・・・・・・・	7
資料	5	大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)(写)・・・・	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について(諮問)(写)・・・・・・・・	11
資料	7	令和3年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ・・・・・・・・	13
資料	8	大阪府鉄鋼業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・	15
資料	9	令和3年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)・・・・・・・・	17
		(使用者側)・・・・・・・・	21
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット・・・・・・・・	23
資料	11-1	令和3年春季賃上げ妥結状況(最終報)・・・・・・・・	25
資料	11-2	令和3年春季賃上げ妥結状況(詳細分析報告)・・・・・・・・	33

大阪地方最低賃金審議会
大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（委員）

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席出席等）

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を理由する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

→4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の進行）

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月7日から施行する。

~~改正~~ この規程は、平成25年8月22日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月●日から施行する。

令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和3年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和3年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和3年6月30日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
改	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	2,039	958 (47.0%)	労働協約ケース
		大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	17,157	7,101 (41.4%)	労働協約ケース
正	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船舶機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	56,562	23,535 (41.6%)	労働協約ケース
		大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	14,113	7,811 (55.3%)	労働協約ケース
決	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	34,144	33,762 (98.9%)	労働協約ケース
		大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	4,709	2,927 (62.2%)	労働協約ケース
定	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	19,545	9,093 (46.5%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース (30年次フレーム) から算出

2021年6月29日

大阪労働局 局長
木暮 康二 様

大阪府大阪市住之江区南港北
1-7-89 日立造船労組内
基幹労連大阪府本部
委員長 佐々木 栄一

大阪府大阪市西区土佐堀
1-6-3
J A M 大 阪
執行委員長 菊地栄男

申 し 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府鉄鋼業の最低賃金改正を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

- 1、 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
大阪府において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者
17, 157名
- 2、 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲
大阪府において、鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満または65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者
- 3、 改正決定を申し出る最低賃金の件名
大阪府鉄鋼業最低賃金
- 4、 申し出の内容
上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5、 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 7, 101名

大阪府における鉄鋼業を営む使用者に使用される基幹的労働者
17, 157名

= 41.4% > 概ね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額 1, 000円/時間額

現在適用されている法定最低賃金金額 968円/時間額

6、 添付資料

- (1) 申請代表者に対する委任状
- (2) 合意労働者数の内訳
- (3) 労働協約・企業内最低賃金協定書・確認書の写し

以上



令和2年9月29日

大阪労働局長
木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服 部 良 子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月8日付け大労発基0708第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け、各種資料を参考として、慎重に審議した結果、別紙のとおり改正決定することが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 968円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月1日

大労発基 0706 第 2 号
令和 3 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長
木暮 康二

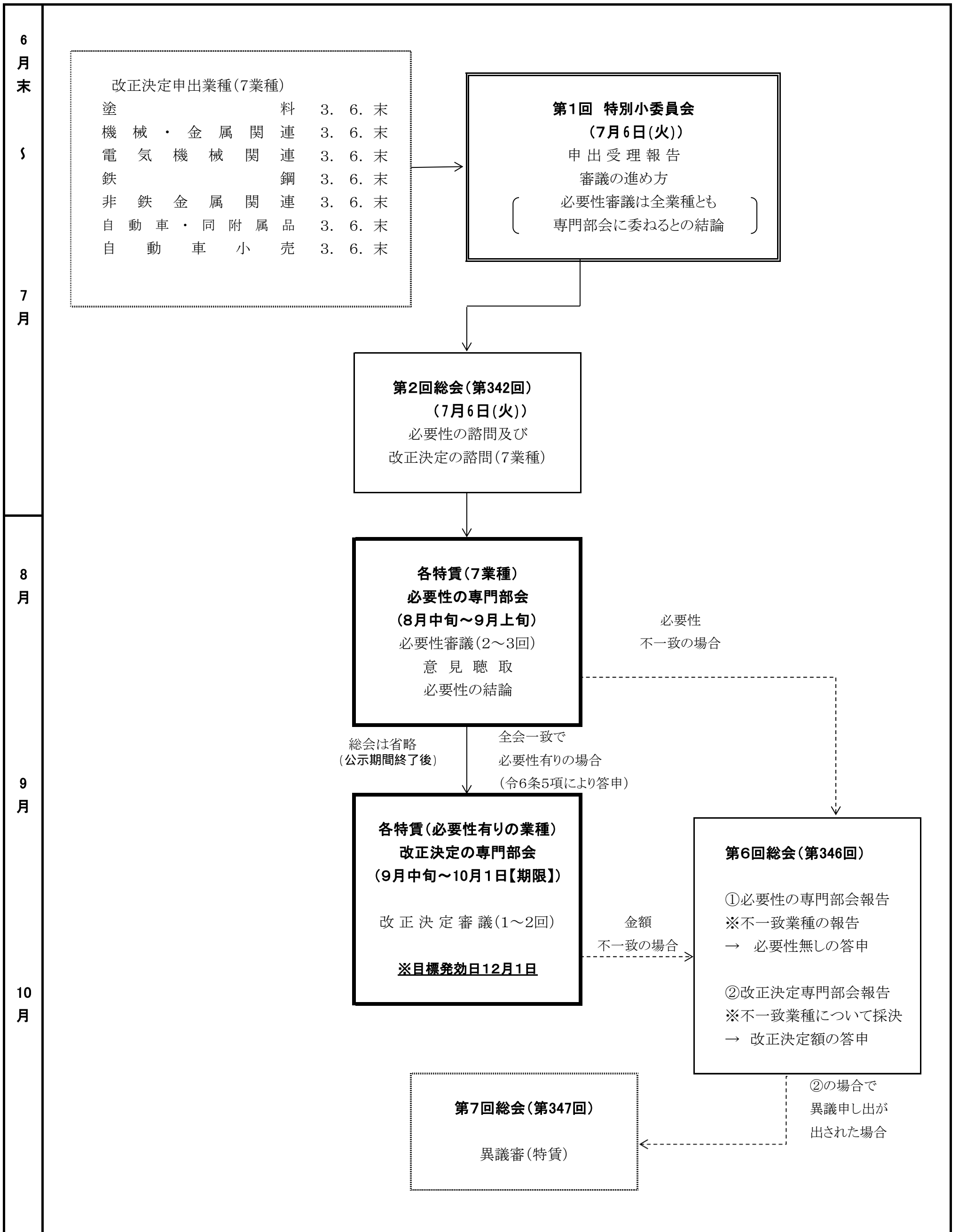
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和3年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



鉄鋼業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 968円

事業場 番号	組合員数 (人)	月間所定労働時間数 (時間)	令和3年度協約金額	
			月額(円)	時間額(円)
1	314	159.04	170,000	1,069
2	1,179	159.04	170,000	1,069
3	250	158.80	170,000	1,071
4	953	159.04	170,000	1,069
5	720	158.80	170,000	1,071
6	431	159.17	159,170	1,000
7	277	158.90	159,050	1,001
8	295	159.00	162,600	1,023
9	326	158.20	170,110	1,075
10	359	159.00	162,000	1,018
11	84	164.00	171,000	1,042
12	69	156.67	171,000	1,091
13	49	159.03	162,400	1,021
14	295	159.00	170,456	1,072
15	437	159.04	170,000	1,069
16	37	162.47	172,100	1,059
17	20	163.39	172,500	1,056
18	130	159.00	169,300	1,065
19	25	159.30	172,000	1,080
20	28	163.20	163,200	1,000
21	19	154.10	160,300	1,040
22	76	161.38	179,500	1,113
23	113	161.38	179,500	1,113
24	50	162.70	166,000	1,020
25	252	157.87	160,240	1,015
26	93	163.30	170,000	1,041
27	82	162.75	182,000	1,118
28	138	158.90	—	1,051
合計	7,101			

* 網かけ部分は、協定額のうち最低額

令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	鉄鋼業 最低賃金
労 側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

産業別最低賃金は、産業別の賃金の底上げ、底支えや公正競争確保の観点より非常に重要な役割を果たしていると言えます。とりわけ私たち鉄鋼業はあらゆる作業において高い熟練度を必要とする一方、作業環境は他産業と比して厳しいのが実態です。

大阪府の労働組合がある鉄鋼業各企業の企業内最低賃金の水準は、単純平均で1,055円、加重平均では1,056円となっており、同じ産業で働く18歳以上の労働者に適用される大阪府の鉄鋼業最低賃金は968円と単純平均に対して87円の差となっており、未組織労働者と組織労働者の最低賃金との格差を改善していくことは、喫緊の課題となっております。

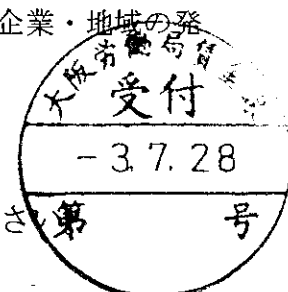
雇用環境は大阪における5月度の有効求人倍率1.10倍（季節調整値）と一昨年以前の1.70倍を超える水準ではないものの、1.0倍を上回る水準で推移しています。

鉄鋼業の就労環境は、他の製造業と比して相対的に劣位にあるところが多く、製造設備の特性上、挟まれ・巻き込まれといった災害リスクが高く、被災すると重篤な災害につながりかねない程であります。また、高温重筋職場や「夏暑く、冬寒い」という職場が大変多いというのも特徴であります。労働組合が組織されている事業場では労使協議で改善に取り組んでいるものの、根本的な解決には投資規模が大きくなることからなかなか進展しないのが実情であります。とりわけ中小企業が多い大阪ではその傾向が強いと考えられます。

こうした厳しい環境下で意欲をもって働いていくためには、就労環境に見合った労働条件を示さなければなりません。さらに特色ある技術で勝負をすることを考えれば、優秀な人材の確保が必要不可欠であり、まさに人材確保なくては永続的な事業継続はできません。

この大阪では、あらゆる産業があるだけではなく、隣県である兵庫・和歌山・京都などを含めた人材の激しい争奪戦が今も続いています。そうした中であっても大阪の鉄鋼業が一步抜きんでた労働条件を示すことで人材確保につながり、産業企業の発展につながるものと考えます。

そうした労働条件を促すため、鉄鋼業最低賃金の改正を着実にを行い、産業・企業・地域の発展につなげていかなくてはならないと考えます。



2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2020年の世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等を受けて、上期を中心に経済活動が縮小し、景気は大幅に減速しました。日本経済も、世界経済の動向や、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受けて悪化しました。下期においては、国内外の経済は回復に向かいましたが、

そのペースは各国で異なり、いち早く経済活動が再開された中国においては、固定資産投資等を中心に堅調に回復しました。

鋼材需要はコロナウイルス感染拡大の影響で 20 年度上期に大きく落ち込んだ後、下期以降は一転して製造業を中心に回復に転じています。2021 年度上期の鋼材需要規模は前年比約+9%の約 2,740 万トンの程度、21 年度合計では、コロナ前(19 年度)の水準までには至らないものの 5,600~5,700 万トンの程度まで回復するものと見られています。中長期的に見れば人口減少や需要家の現地生産拡大等によって需要規模は頭打ち(2025 年度想定 5,400 万トン)となっていくといった見方は不変ですが、当面は高水準の需要が継続するものと見られています。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

基幹労連が労働条件改善をはじめとした組合員の総合的な生活の維持・改善を 2 年サイクルで取り組んでいます。本年はその中間年度として総合大手の組合は昨年、2 年分の賃金改善要求を行った関係上、本年は中小労組が中心に取り組みを行いました。

会社回答は定期昇給について、制度としてある組合を含めすべての組合で実施がされています。また、賃金改善は 4 割を超える組合で有額回答を得ており、その金額も 500 円~3,000 円でありました。鉄鋼業企業実態は前述の通り厳しいものの、人材確保、労働条件改善に対する組合の強い想いを受けた回答であったと受け止めています。

また企業内最低賃金の改訂についても数組合で取り組みが行われました。取り組みを行った全ての組合で回答が示され、その多くの組合で増額する回答を得られる等、前進が図られています。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

基幹労連が実施している生活実態調査によると、物価上昇や昨年施行された消費税増税により先行き不安をぬぐえないとされています。賃金改善や夫婦共働きにより世帯収入という点では増加してきたものの、新型コロナウイルス影響により増加は見込めない状況にあります。そうした中であっても住宅ローンの返済、子供の教育費、将来への備えなど「固定的な支出」は変わらないことから今まで以上に家計が厳しくなっているのが現状であります。

公課負担が増加し可処分所得が伸び悩む中、食費や被服費、旅行やレジャーなどを切り詰めている状況も明らかになっており、共働きで収支の均衡をはかっているものの、本人の賃金収入だけではこれまでよりも厳しい家計状態となっていることが浮き彫りとなりつつあります。

④その他

鉄鋼業は、専門知識・技能を要する作業が多いうえに高温物や作業機械に接近しての作業が多いことから、就業には一定期間の教育訓練が必要となり、戦力化には高度な熟練も必要となります。こうした厳しい就業環境下で人材確保を進めるには、鉄鋼産業として魅力的な賃金水準を示す必要があります。

新型コロナウイルス影響もあり一時期に比べ雇用情勢は厳しさを増しているものの、他産業、近隣県との競争は続いており、労働環境や雇用情勢に見合った賃金を実現することが優秀な人材を確保することにつながります。

産業別最低賃金改正の取り組みは、労働組合のない未組織労働者といった賃金引き上げの機会のない特定作業従事者の賃金を実態に見合った賃金水準に浸透させることであります。

こうした末組織労働者の労働条件引上げだけでなく、公平な企業間の競争とするためにも特定最賃改正にあたっては、「継続して引上げを行っていくこと」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、鉄鋼業最低賃金の引上げを図るべく、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、昨年意見書でも申し述べましたが、現状の大阪府における鉄鋼業最低賃金に達していない労働者は極わずかとは言え実在していることを労働者側としても認識しています。その中には大阪府の最低賃金にも到達していない労働者がおられます。それぞれの企業実態が非常に厳しいとはいえ、法令違反していることに変わりはありません。公労使が真摯な議論によって定められたものを無にすることは受容できるものではありません。早急な改善を図り、全ての労働者が最低賃金を上回る労働条件で働くことができるように希望します。

○ 記述責任者

氏名： 基幹労連 大阪府本部 山内 靖雄

記述年月日： 令和 3 年 7 月 26 日

令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	鉄鋼業 最低賃金
労・使側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要性は無いものと考えます。

2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

令和2年度上期は、新型コロナウイルスの世界的流行の影響により、鉄鋼需要は中国を除き世界的に減少した。特に自動車産業向けは大幅な減産を余儀なくされた。下期以降は生産水準の回復が見られたものの、令和2年度の全国粗鋼生産量は8,279万トンと、1971年度以来の8,000万トン台という歴史的低水準に終わった。

令和3年度に入ってから、輸出向け鋼材需要が急激に好転し、生産量の回復、鋼材価格の上昇により、高炉各社の収益環境は大幅に好転が見通されている。一方、コロナウイルス感染症の影響は未だ収束に至らない中、電炉各社は、建設向け国内需要の低迷、スクラップ価格の高騰によるマージン縮小に苦しんでいる。

また、中長期的には、わが国の人口減少、需要家の海外現地生産拡大による国内需要の漸減、中国メーカーの台頭による日本国内市場や東南アジア輸出市場における競争激化等、益々厳しい事業環境が想定され、わが国の鉄鋼業は、老朽化した生産設備を廃棄することで抜本的な固定費削減を図らねばならず、将来の存続すら楽観視できない状況にある。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

大阪府調査の「令和3年度春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)」によれば、令和3年度妥結額(加重平均)の状況は、

- ・全産業 金額で対前年比528円減の5,422円(▼8.9%)
- ・製造業 金額で対前年比657円減の5,341円(▼11.0%)
- ・非製造業 金額で対前年比414円減の5,493円(▼7.0%)
- ・鉄鋼業 金額で対前年比117円減の5,060円(▼2.3%)

となっており、下落幅は小幅であったが、絶対額としては依然劣位にある。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

大阪市の消費者物価指数(平成28年基準)は、令和元年10月に大きく上昇したものの、令和2年9月以降は下落傾向にある。新型コロナウイルスの蔓延がいつ収束するか不透明な中で、当面は下降曲線を辿ることが想定される。

- ・総合指数 100.4(前年同月比 ▲0.5)
- ・生鮮食品を除く総合指数 100.0(前年同月比 ▲0.6)
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数 100.4(前年同月比 ▲0.6)

④ その他

3 その他

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

日本製鉄株式会社 関西製鉄所 総務部 製鋼所総務室長 川畑 俊一郎



記述年月日：令和 3年 7月 30日

大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	964円 (令和元年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円 (令和元年12月1日)	主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方 次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車小売業	965円 (令和元年12月1日)	
自動車・同附属品業	970円 (令和2年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	968円 (令和2年12月1日)	
鉄鋼業	968円 (令和2年12月1日)	
塗料製造業	971円 (令和2年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	966円 (令和2年12月1日)	

賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①業務改善助成金のご案内(2021(令和3)年度)
- ②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内
- ③中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

①業務改善助成金のご案内(中小企業向け) 2021(令和3)年度

・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

・生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた。
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員と来店客との動線が分かれ、業務が効率化された。
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)におたずねください。

②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・中小企業・小規模事業者等以外の企業も利用可能な助成制度です。
- ・全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができます。 ※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模
事業者の皆様へ

2021(令和3)年度厚生労働省大阪労働局委託事業

③大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内 (相談無料)

専門家(社会保険労務士等)が無料で相談対応、中小企業・小規模事業者へ支援制度をご提案！！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ・専門家(社会保険労務士)が電話・来所・電子メール・オンライン・企業訪問による相談支援を実施。
- ・「人材確保のための労務改善」や「新型コロナウイルス感染症への対応」などの相談にも対応。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応。



受付:月・火・木・金曜日9:00~17:00、水曜日9:00~18:00、土・日・祝休み

所在地:大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話:0120-068-116 (E-mail:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp)

最低賃金の計算方法

◎次の賃金は計算から除外されます。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外や深夜労働および休日労働に対する賃金

◎賃金の支払われ方別 最低賃金額との比較方法

- ・時間給制 時間給 \geq 最低賃金額
- ・日給制 日給額 \div 1日の平均所定労働時間 \rightarrow 時間額に換算 \geq 最低賃金額
- ・月給制 月給額 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \rightarrow 時間額に換算 \geq 最低賃金額
- ・混在する場合 各賃金の1時間あたりを算出し、合計した額 \geq 最低賃金額

◎最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています。

<https://pc.saiteichingin.info/> で
全国の最低賃金確認や自分の
最低賃金のチェックができるよ!



2021(令和3)年4月

令和3年6月7日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 吉川・堀・長宗

▽直通 06-6946-2606

令和3年

春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:416組合(加重平均)】

【調査時点:5月25日現在】

□ 妥結額 5,422円(前年:5,950円)

□ 賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少を示す。
- 産業別の妥結額は、非製造業が製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月14日に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、5月25日までに妥結額が把握できた575組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな416組合(126,099人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

・内閣府は、2月の月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる」とし、先行きについては、「緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」と分析しました。

・こうした情勢のもと、金属労協(JCM)を構成する大手組合や各産別傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出し、3月17日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。

・集中回答日の直後となる3月19日に行われた閣議後の記者会見において、田村厚生労働大臣は2021年春闘の結果について「新型コロナウイルス感染症の影響等で先行き不透明感がある中、ベアの回答や定期昇給を維持する企業があるなどばらつきはあるが、現時点では賃金上昇のモメンタムは失われずに進んでいる」との認識を示しました。

・さらに、企業の取り組みに関して、同大臣は「テレワーク制度等の拡充や新型コロナウイルス等の感染症にかかる有給制度の新設など、コロナ禍における新たな働き方改革を進めている」と指摘。今後については、「中小企業も含めて真摯に労使で話し合いをしていただきながら、賃金上昇、働き方改革、こういった流れを進めてほしい」と期待感を示しました。

・内閣府が4月22日に公表した4月の月例経済報告では、景気の先行きについて、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」との判断が示され、加えて、4月23日には大阪府を含む4都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、10都道府県に拡大されたことから、同感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞が懸念されています。

・こうした状況のもと、昨年同様、中小企業を中心に労使交渉の実施や回答の引き出しに遅れが生じていることから、現在も多くの企業労使において交渉が行われています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書(2021春季生活闘争の方針と課題)」(令和2年12月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による全世界的な経済活動の停滞は、観光・飲食・鉄道など特定の産業に依然として大きな影響を与えている。一方で、このコロナ禍の中、社会機能を支え続けているいわゆるエッセンシャルワーカー等の処遇は、必ずしもその「働きの価値に見合った水準」となっていない。 ・「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方を堅持する中で、引き続き、月例賃金の絶対額の引き上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期昇給相当分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する。 ・最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現する。 <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「21年国民春闘方針」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のなか、現金給与の総額は所定外給与が14.0%減と大幅に落ち込んだ結果、前年度比で1.3%(8月)減となり、5か月連続で低下しており、同時に欧米に比べ、コロナ禍以前からの賃金低迷を直視する必要がある。 ・8時間働けば、誰もが人間らしく暮らせる賃金を実現するために、大幅な賃金引き上げ・底上げを求める。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ要求:月額 25,000 円以上 時間額 150 円以上 ・最低賃金要求:時間額 1,500 円以上 	<p>○経団連「2021年版経営労働政策特別委員会報告」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で行われる今次労使交渉において、最優先すべきは「事業の継続」と「雇用の維持」であることを、労使の共通認識として強く意識することが求められている。 ・こうした認識のもと、外的・内的要素を総合的に勘案しながら、自社の支払能力を踏まえ、労使協議を経て企業が決定する「賃金決定の大原則」が例年に増して重要となる。 ・コロナ禍の影響で企業業績はまだら模様の様相が強まっており、こうした中、業種横並びや各社一律の賃金引上げを検討することは現実的ではない。企業労使は、十分に協議を尽くし、自社の実績に適した賃金決定を行うことが重要である。 ・今次の労使交渉・協議では、アフターコロナを視野に、新常态(ニューノーマル)やデジタル革新(DX)に対応できる事業構造への転換をも見据え、エンゲージメントの高い働き方を実現することで、自社の競争力強化につなげるべく議論を深めていくことが望まれる。 ・基本給について、収益が安定的に高い水準で推移あるいは収益が増大している企業においては、制度昇給を実施した上で、自社の実情に適した形で賃金水準の引上げを行うことも選択肢となろう。他方、収益状況が大幅に悪化し、回復の見通しが立ちにくい企業においては、事業継続と雇用維持を最優先に、労使交渉・協議を行うことになる。そのような企業においては、ベースアップの実施は困難であり、制度昇給などを含めて、労使で検討せざるを得ない場合もあり得る。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 5,422 円(前年:5,950 円)、賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)となり、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、4,760 円(対前年比:473 円減、9.0%減)

「300～999 人」が、5,148 円(対前年比:434 円減、7.8%減)

「1,000 人以上」が、5,546 円(対前年比:514 円減、8.5%減)となり、全ての規模で2年連続で減少となりました。

(3) 産業別の妥結状況【P7「産業別妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 5,341 円、非製造業の妥結額平均が 5,493 円となり、非製造業が製造業より高くなっています。

なお、全体平均(5,422 円)と比べて妥結額が高かった業種は、「建設業(9,369 円)」、「化学(7,394 円)」、「情報通信業(6,474 円)」等となりました。

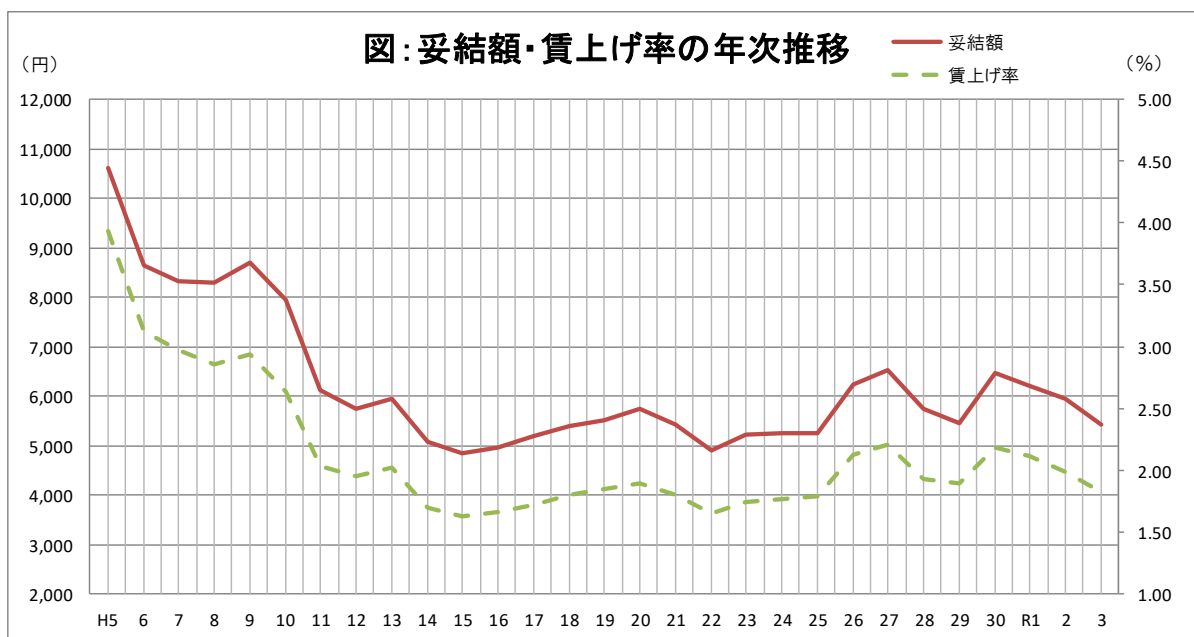
一方、低かった業種は、「印刷・同関連(2,525 円)」、「生活関連サービス業・娯楽業(3,559 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

年	集計組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額(円)	前年との差(円)	賃上げ率(%)	前年との差(ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16

要求額	
集計組合数	金額(円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

令和3年は、403組合の集計結果を表しています。

■企業規模別の妥結状況

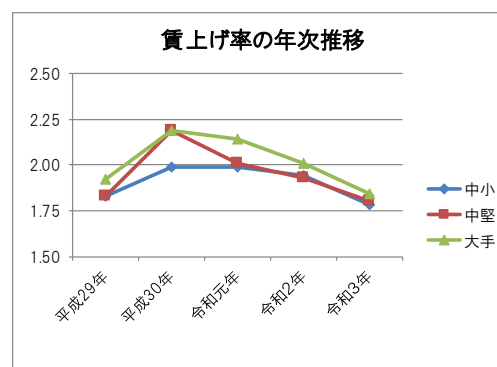
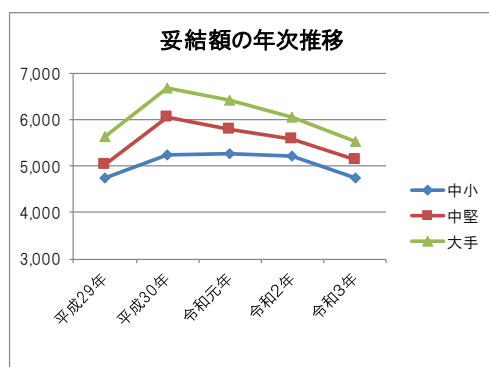
【加重平均】
(集計組合数:416組合)

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	17	277,968	5,246	1.89
	30~99人	89	254,166	4,132	1.63
	100~299人	105	270,042	4,921	1.82
299人以下		211	266,833	4,760	1.78
300~999人		81	285,813	5,148	1.80
1,000人以上		124	301,991	5,546	1.84
総平均		416	296,670	5,422	1.83

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	5,337	1.91	3,687	1.37	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89
	30~99人	4,614	1.86	5,184	2.01	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63
	100~299人	4,788	1.81	5,282	2.00	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82
299人以下		4,755	1.83	5,244	1.99	5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78
300~999人		5,050	1.83	6,073	2.19	5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80
1,000人以上		5,653	1.92	6,683	2.19	6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:416組合)

【加重平均】

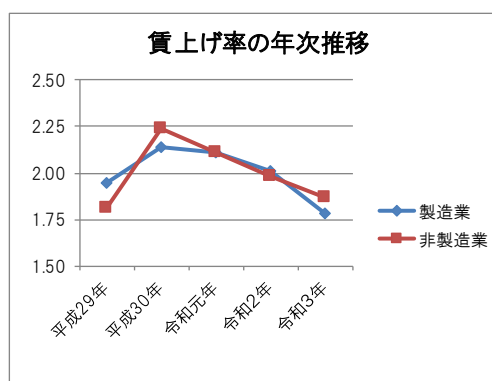
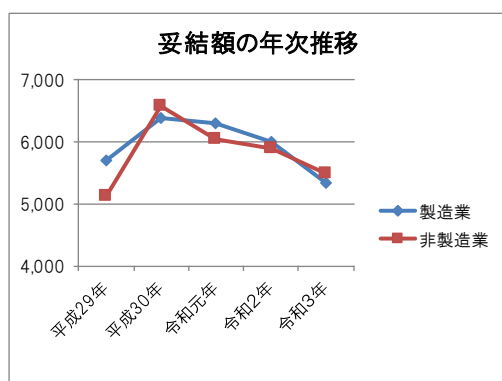
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	416	126,099	296,670	5,422	1.83	8,365	
製造業	製造業平均	292	59,095	300,318	5,341	1.78	7,470
	食料品・たばこ	30	5,379	304,690	4,571	1.50	7,337
	繊維、衣服	33	5,245	290,059	5,567	1.92	6,559
	木材、家具・装備品	4	732	282,438	4,242	1.50	5,509
	パルプ・紙・紙加工品	6	458	267,433	4,888	1.83	6,694
	印刷・同関連	8	2,773	279,011	2,525	0.90	8,248
	化学	41	8,121	335,345	7,394	2.20	9,176
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	1	49	241,824	7,459	3.08	6,837
	ゴム、皮革製品	3	211	240,753	4,018	1.67	5,269
	窯業・土石製品	2	202	258,013	4,308	1.67	5,917
	鉄鋼	29	4,814	291,436	5,060	1.74	8,183
	非鉄金属	10	798	270,372	5,348	1.98	7,661
	金属製品	40	7,290	260,233	4,939	1.90	6,201
	機械器具	58	13,940	311,047	5,618	1.81	7,650
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	4,650	1.57	8,000
	電気機械器具	11	2,513	285,944	5,198	1.82	8,223
	情報通信機械器具						
	輸送用機械器具	11	4,299	318,623	6,327	1.99	7,725
	その他の製造	4	2,261	310,877	1,819	0.59	4,325
非製造業	非製造業平均	124	67,004	293,453	5,493	1.87	9,317
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	23	248,584	2,500	1.01	4,500
	建設業	4	1,717	309,170	9,369	3.03	9,447
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	333,100	7,070	2.12	7,500
	情報通信業	15	1,064	346,455	6,474	1.87	10,369
	うち、通信・放送						
	うち、情報サービス	1	11	186,042	1,000	0.54	7,500
	うち、情報制作(出版等)	14	1,053	348,130	6,531	1.88	10,399
	運輸業・郵便業	26	15,643	302,184	4,961	1.64	8,759
	うち、私鉄・バス等	4	10,454	307,832	5,847	1.90	
	うち、道路貨物輸送	9	3,639	317,317	3,041	0.96	10,517
	うち、郵便業						
	うち、その他	13	1,550	228,566	3,487	1.53	4,538
	卸売・小売業	51	32,765	292,817	5,470	1.87	8,945
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	271,213	4,902	1.81	10,641
	うち、金融・保険業	1	200	252,446	6,177	2.45	8,177
	うち、不動産業	1	3,033	272,451	4,818	1.77	10,804
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	3	544	264,043	3,826	1.45	4,182
	飲食店、宿泊業	2	537	252,984	5,318	2.10	5,318
	生活関連サービス業、娯楽業	3	41	302,412	3,559	1.18	6,862
	医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	292,643	4,509	1.54	33,068
	うち、教育・学習支援業	4	96	291,396	3,490	1.20	26,159
	うち、医療・福祉	3	744	292,804	4,640	1.58	33,960
	複合サービス事業、サービス業	9	7,113	261,637	5,461	2.09	9,381
	うち、複合サービス事業	3	4,072	234,252	4,907	2.09	10,627
	うち、自動車整備・機械修理	1	209	252,644	7,515	2.97	9,441
	うち、賃貸・広告業	1	1	263,652	1,900	0.72	3,000
うち、その他	4	2,831	301,691	6,109	2.02	7,587	

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな403組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,705	1.95	6,380	2.14	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78
非製造業	5,122	1.81	6,586	2.24	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

【参考】

◆単純平均 結果一覧（発表時期別 要求・回答・妥結状況）

	令和3年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
第1報	4月2日	601組合	484組合	110組合	150組合	58組合	73組合
		11,546円	11,890円	4,306円	5,846円	5,707円	6,070円
第2報	4月20日	658組合	627組合	415組合	342組合	286組合	288組合
		11,393円	13,407円	4,657円	5,216円	5,072円	5,267円
第3報	5月14日	713組合	671組合	542組合	388組合	450組合	313組合
		11,574円	13,829円	4,490円	4,917円	4,535円	5,133円
最終報	6月7日	773組合	687組合	616組合	442組合	575組合	365組合
		12,729円	13,823円	4,702円	4,889円	4,709円	5,101円

※本表では、平均賃金額や組合員数が把握できたかを問わず、要求額、回答額、妥結額の全てもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

※その結果、要求組合が773組合、回答組合が616組合、妥結組合が575組合となっています。

◆年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況（最終報時点）

区分	集計組合数	内容	妥結額
回答 妥結	132組合	年間一時金	1,328,369円
	172組合	夏季一時金	589,098円

※本集計は、春闘時に賃上げと併せて年間一時金又は夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均集計を行ったものです。
なお、夏季一時金の調査結果については、6月15日以降に順次、発表します。

令和3年6月14日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 吉川・堀・長宗
▽直通 06-6946-2606

令和3年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月25日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:297組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和3年	令和2年	対前年比
妥結額	5,687円	6,048円	▲361円 (増減率:▲6.0%)
賃上げ率	1.90%	2.05%	▲0.15ポイント

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年に比べ減少を示す。
- すべての企業規模で前年に比べ減少を示す。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年に比べ減少を示す一方、それぞれ約4割の業種で横ばいまたは増加を示す。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月25日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた416組合※のうち、前年の妥結額についても把握できている297組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この416組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和3年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○調査対象及び集計方法、詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:297組合】




(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額5,687円(前年:6,048円)と、対前年比361円減・6.0%減となり、前年を下回る結果となりました。

(2) 企業規模別妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、
 「299人以下」が、対前年比 279円減・5.4%減（令和3年:4,863円 令和2年:5,142円）
 「300～999人」が、対前年比 246円減・4.5%減（令和3年:5,279円 令和2年:5,525円）
 「1,000人以上」が、対前年比 393円減・6.3%減（令和3年:5,854円 令和2年:6,247円）となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和3年	令和2年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	12	5,359	3,972	1,387	34.9	
	30～99人	60	3,968	4,493	▲ 525	▲ 11.7	
	100～299人	75	5,109	5,344	▲ 235	▲ 4.4	
299人以下		147	4,863	5,142	▲ 279	▲ 5.4	
300～999人		60	5,279	5,525	▲ 246	▲ 4.5	
1,000人以上		90	5,854	6,247	▲ 393	▲ 6.3	
総加重平均		297	5,687	6,048	▲ 361	▲ 6.0	
総単純平均(参考)			5,048	5,393	▲ 345	▲ 6.4	

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-①, ② 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 5,719 円(対前年比 350 円減、5.8%減)、非製造業が 5,660 円(対前年比 370 円減、6.1%減)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した14業種のうち9業種でマイナス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した10業種のうち6業種でマイナス傾向となり、プラス傾向となった業種でも一部を除いて対前年比の増加率は低くなっています。

なお、集計組合数が 10 組合以上の業種のうち、前年と比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3)産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増減率の高かった3業種(※)

分析対象(集計組合数10組合以上)のうち上位3業種、下位3業種の分析コメントを記載。

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】(※3)
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)	
食料品・たばこ (製造業)	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1	↗	組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としてプラス傾向となった。
卸売・小売業 (非製造業)	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0	↗	組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としては軽微なプラス傾向となった。
繊維、衣服 (製造業)	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1	↘	8割の組合でマイナス妥結となったことに加え、一部の組合が大幅なマイナス妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となった。
鉄鋼 (製造業)	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5	↘	8割の組合でマイナス妥結もしくは昨年と同額の妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となっている。
運輸業・郵便業 (非製造業)	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1	↘	5割の組合でマイナス妥結となっており、くわえて一部の組合員数の多い大手組合がマイナス妥結となったため、全体としてマイナス傾向となっている。

※1 本集計では、集計組合数10組合以上のうち増加傾向にある業種が2業種のみ。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-①)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	212	42,765	5,719	6,069	▲ 350	▲ 5.8	
食料品・たばこ	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1	
繊維、衣服	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1	
木材、家具・ 装備品							
パルプ・紙・ 紙加工品	3	154	4,325	4,599	▲ 274	▲ 6.0	
印刷・同関連	2	413	4,111	4,026	85	2.1	
化学	28	6,634	7,899	8,213	▲ 314	▲ 3.8	
石油・石炭製品							
プラスチック製品							
ゴム、皮革製品	1	34	6,000	3,409	2,591	76.0	
窯業・土石製品	1	145	5,098	5,047	51	1.0	
鉄鋼	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5	
非鉄金属	8	639	5,704	4,766	938	19.7	
金属製品	34	6,585	4,885	5,051	▲ 166	▲ 3.3	
機械器具	45	7,978	5,366	5,852	▲ 486	▲ 8.3	
電子部品・ デバイス							
電気機械器具	8	2,268	5,266	5,292	▲ 26	▲ 0.5	
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	7	4,019	6,472	6,722	▲ 250	▲ 3.7	
その他の製造	1	383	4,749	6,573	▲ 1,824	▲ 27.7	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-②)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	85	49,841	5,660	6,030	▲ 370	▲ 6.1	
農林水産業							
鉱業・採石・砂利							
建設業	3	681	4,041	4,602	▲ 561	▲ 12.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	7,070	7,140	▲ 70	▲ 1.0	
情報通信業	15	1,064	6,474	6,580	▲ 106	▲ 1.6	
うち、通信・放送							
うち、情報サービス	1	11	1,000	800	200	25.0	
うち、情報制作(出版等)	14	1,053	6,531	6,641	▲ 110	▲ 1.7	
運輸業・郵便業	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1	
うち、私鉄・バス等	2	8,043	5,866	6,582	▲ 716	▲ 10.9	
うち、道路貨物輸送	7	2,979	3,384	3,421	▲ 37	▲ 1.1	
うち、郵便業							
うち、その他	8	185	3,130	2,839	291	10.3	
卸売・小売業	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0	
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	4,902	5,818	▲ 916	▲ 15.7	
うち、金融・保険業	1	200	6,177	6,341	▲ 164	▲ 2.6	
うち、不動産業	1	3,033	4,818	5,783	▲ 965	▲ 16.7	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	1	45	4,000	2,000	2,000	100.0	
飲食店、宿泊業							
生活関連サービス業、娯楽業	1	26	3,205	3,205	0	0.0	
医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	4,509	4,496	13	0.3	
うち、教育・学習支援業	4	96	3,490	3,783	▲ 293	▲ 7.7	
うち、医療・福祉	3	744	4,640	4,588	52	1.1	
複合サービス事業、サービス業	6	4,677	6,278	8,492	▲ 2,214	▲ 26.1	
うち、複合サービス事業	2	2,470	5,680	8,795	▲ 3,115	▲ 35.4	
うち、自動車整備・機械修理	1	209	7,515	5,797	1,718	29.6	
うち、賃貸・広告業	1	1	1,900	4,216	▲ 2,316	▲ 54.9	
うち、その他	2	1,997	6,890	8,401	▲ 1,511	▲ 18.0	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。
 ※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

